豊島区入札・契約手続苦情処理要領

平成２２年3月３１日

総務部長決定

改正　平成３０年４月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、豊島区が行う入札・契約手続の公平性の確保及び透明性の向上を図るため、入札・契約手続きに係る苦情の適切な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情の申立ての対象）

第２条　苦情申立ての対象は、契約金額が１３０万円以上の別表に定める案件とする。ただし、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱（平成２２年３月３１日　総務部長決定。以下「プロポーザル実施要綱」という。）による選定の場合は、次条から第７条までの規定は適用しない。

（苦情申立ての方法等）

第３条　入札・契約手続について不服がある者は、別表に規定する苦情申立て対象案件に該当する場合には、苦情申立て期間内に苦情申立書（別記第１号様式）により契約課長に苦情申立てを行うことができる。

２　前項の苦情申立てができる者及びその範囲は、別表に定めるとおりとする。

３　別表に規定する苦情申立て対象案件に該当しないにもかかわらず、入札・契約手続について不服がある者は、その他苦情申立書（別記第１号様式の２）により契約課長に苦情申立てを行うことができる。

４　第１項の苦情申立て及び前項のその他苦情申立ては、入札・契約手続きの執行を妨げるものではない。

５　苦情申立書及びその他苦情申立書は、契約課契約係を窓口として受け付けるものとする。

（苦情申立ての却下）

第４条　契約課長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、前条第１項の苦情申立てを却下するものとする。

(1) 別表に掲げる苦情申立てができる者以外の者から申立てが行われたとき。

(2) 別表に掲げる苦情申立ての範囲に含まれない申立てが行われたとき。

(3) 別表に掲げる苦情申立ての期間経過後申立てが行われたとき。

(4) 豊島区入札監視委員会（以下「委員会」という。）以外の機関又は組織での調査・審議を優先すべきとき。

(5) 申立ての内容が不明確のとき、又は苦情申立ての裏付けとなる資料の提出がないとき。

２　契約課長は、苦情申立てを却下したときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して７日以内に苦情申立て却下について（別記第2号様式）により通知するものとする。

（その他苦情申立ての却下）

第５条　契約課長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、第3条条第3項のその他苦情申立てを却下

するものとする。

(1) 豊島区契約事務規則（昭和38年豊島区規則第２４号）第３条の２に規定する契約事務の分掌の特例に該当するとき。

(2) その他苦情申立ての内容が当該申立者の入札・契約手続きに関するものでないとき。

(3) 契約課以外の機関又は組織での調査・審議を優先すべきとき。

(4) 申立ての内容が不明確のとき、又は苦情申立ての裏付けとなる資料の提出がないとき。

２　契約課長は、その他苦情申立てを却下したときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して７日以内にその他苦情申立て却下について（別記第2号様式の２）により通知するものとする。

（苦情処理の審査）

第６条　契約課長は、第３条第１項に係る苦情申立て又は同条第３項に係るその他苦情申立てを受理したときは、当該苦情申立てについて審査し、必要があると認められる場合には、所管課長に対し意見を求めることができる。

２　前項の審査は、契約課長が苦情申立書、関係資料等に基づき行うものとする。

（苦情申立てに対する回答）

第７条　契約課長は、前条による苦情処理の審査の結果について、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して７日以内に、第３条第１項に係る苦情申立てについては、苦情申立てに関する審査結果について（別記第３号様式）により、同条第３項に係るその他苦情の申立てについては、その他苦情申立てに関する結果について（別記第３号様式の２）により苦情申立者に通知するものとする。ただし、苦情申立て件数が多数にのぼるなど事務処理上の困難その他合理的かつ相当な理由があるときは、回答期間を延長することができる。

２　第３条第１項に係る苦情申立てに関する審査結果についての通知には、再苦情の申立てができる旨、苦情申立者に対して教示するものとする。

（再苦情の申立ての方法等）

第８条　再苦情の申立ては、次の各号に掲げる者が別表に掲げる再苦情申立期間内に再苦情申立書（別記第４号様式）により区長に対して行うものとする。

(1) 別記第３号様式により通知を受けた第３条第１項に係る苦情申立者

(2) プロポーザル実施要綱第12条第1項の規定により提案資格が認められず第13条第4項の所管部長からの審査の結果に不服のある者、又は同要綱第１９条第１項の規定により受託候補者として特定されず同条第6項の所管部長からの審査の結果に不服のある者

２　再苦情の申立ては、入札・契約手続きの執行を妨げるものではない。ただし、申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会に対し意見を聞くものとする。

（再苦情申立ての却下）

第９条　区長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、再苦情の申立てを却下することができる。

(1) 再苦情の申立てができる期間を過ぎて申立てが行われたとき。

⑵ 苦情の申立てをしていない者から再苦情の申立てが行われたとき。

⑶ 苦情の申立てが却下された者から再苦情の申立てが行われたとき。

（委員会への付議）

第10条　区長は、再苦情の申立てを受けたときは、速やかに委員会に対し別記第６号様式により審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

第11条　区長は、豊島区入札監視委員会運営要綱（平成22年3月31日総務部長決定）第１１条の規定に基づく報告をふまえ、当該報告書を受理した日の翌日から起算して７日以内に再苦情申立てに関する審査結果（別記第７号様式）により、再苦情申立者に通知するものとする。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第３条関係）

年　月　日

苦　情　申　立　書

豊島区長　様

住所
名称
代表者　氏　　　　名　印

豊島区入札・契約手続苦情処理要領第３条第１項の規定に基づき、下記により苦情の申立てを行います。

記

１．案件名

２．申立て内容

３．申立ての根拠

別記第１号様式の２（第３条関係）

年　月　日

その他苦情申立書

豊島区長　様

住所
名称
代表者　氏　　　　名　印

　豊島区入札・契約手続苦情処理要領第３条第３項の規定に基づき、下記により苦情の申立てを行います。

記

１．案件名

２．申立て内容

３．申立ての根拠

別記第２号様式（第４条第２項関係）

番　　　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

苦情申立て却下について（回答）

年　月　日付で苦情申立てをした案件について、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第４条の規定により却下しましたので、通知します。

記

１．案件名

２．苦情申立て日

３．回　答　　苦情申立ては却下する。

４．理　由　　豊島区入札・契約手続苦情処理要領第４条第１項第　号に該当するため
「第　号　○○○○・・・・・・・・○○○○」

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別記第２号様式の２（第５条第２項関係）

番　　　　　号

年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

その他苦情申立て却下について（回答）

年　月　日付で苦情申立てをした案件について、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第５条の規定により却下しましたので、通知します。

記

１．案件名

２．苦情申立て日

３．回　答　　苦情申立ては却下する。

４．理　由　　豊島区入札・契約手続苦情処理要領第５条第１項第　号に該当するため
「第　号　○○○○・・・・・・・○○○○」

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別記第３号様式（第７条第１項関係）

番　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

苦情申立てに関する審査結果について（回答）

　　年　月　日付で苦情申立てをした案件についての審査結果を、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第７条第１項の規定により下記のとおり通知します。

　なお、この審議の結果について疑問がある場合は、契約課に対して説明を求めることができるとともに、この回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内に区長あてに再苦情の申立てができる。

記

１．案件名

２．苦情申立て日

３．回　答

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別記第３号様式の２（第７条第１項関係）

番　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

その他苦情申立てに関する審査結果について（回答）

年　月　日付で苦情申立てをした案件についての審査結果を、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第７条第１項の規定により下記のとおり通知します。

記

１．案件名

２．苦情申立て日

３．回　答

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別記第４号様式（第８条第１項関係）

年　月　日

再　苦　情　申　立　書

豊島区長　様

住所
名称
代表者　氏　　　　名　印

豊島区入札・契約手続苦情処理要領第８条第１項の規定に基づき、下記により再苦情の申立てを行います。

記

１．案件名

２．再苦情申立ての内容

３．再苦情申立ての根拠となる事項

別記第５号様式（第９条第２項関係）

番　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

再苦情申立て却下について（回答）

年　月　日付で苦情申立てをした案件について、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第９条第２項の規定により却下しましたので、下記のとおり通知します。

記

１．案件名

２．再苦情申立て日

３．回　答　　再苦情申立ては却下する。

４．理　由　　豊島区入札・契約手続苦情処理要領第９条第１項第　号に該当するため
「第　号　○○○○・・・・・・・○○○○」

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別記第６号様式（第 10 条関係）

番　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

再苦情申立てに関する審議について（依頼）

豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 10 条の規定に基づき、下記のとおり再苦情申立てに関する審議を依頼します。

記

１．案件名

２．再苦情申立て内容
　別紙　再苦情申立書（別紙第 4 号様式）のとおり。

３．その他

別記第７号様式（第 11 条関係）

番　　　号
年　月　日

様

豊島区長　氏　　　名　印

再苦情申立てに関する審議結果について（回答）

年　月　日付で再苦情申立てをした案件についての審査結果を、豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 11 条の規定により、通知します。

記

１．案件名

２．再苦情申立て日

３．回答
○再苦情の申立てが認められない場合はその理由
○再苦情の申立てが認められた場合はその旨及びこれに伴い区長が講じようとする措置の概要

問い合わせ
総務部契約課
契約係
TEL

別表（第２条関係）

苦情申立て対象案件		苦情申立てできる者	苦情申立ての範囲	苦情申立ての期間	苦情申立てに対する説明者	再苦情申立ての期間
制限付き一般競争入札	総合評価競争入札方式の場合	総合評価競争入札における非落札者	非落札理由	非落札についての通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
	低入札価格調査制度の場合	調査基準価格を下回った入札について調査が行われた結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された者	適正な履行が見込めないと判断された理由	適正な履行が見込めないとの通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
	その他	入札参加資格がないと判断された者	入札参加資格がないと判断された理由	制限付き一般競争入札参加資格確定結果通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
公募型指名競争入札	総合評価競争入札方式の場合	総合評価競争入札における非落札者	非落札理由	非落札についての通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
	低入札価格調査制度の場合	調査基準価格を下回った入札について調査が行われた結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された者	適正な履行が見込めないと判断された理由	適正な履行が見込めないとの通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
	その他	当該入札に参加を希望したにもかかわらず、指名されなかった者	非指名理由	指名結果通知を申立者が受理した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内
随意契約（地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号から第８号による場合）		当該契約と同一の契約種別に対応する入札参加資格を有する者で、当該契約の相手として選定されず当該契約の履行を証明できる者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	区が随意契約の結果を公表した日の翌日から起算して７日以内	契約課長	申立者が豊島区入札・契約手続苦情処理要領第 7 条に基づく回答書を受理した日の翌日から起算して７日以内

プロポーザル方式による選定	公募型	参加意向申出所を提出した者のうち、当該業務について提案者として提案資格が認められなかった意向申出者で、プロポーザル実施要綱第 13 条第 1 項に基づく参加資格確認結果通知書を受け取った者	提案資格が認められなかった理由		所管部長	豊島区プロポーザル方式取扱要綱第 13 条第 3 項により、提案資格が認められず所管部長から説明を受けた日の翌日から起算して 7 日以内
	指名型	提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定されなかった者で、プロポーザル実施要綱第 19 条第 2 項により結果通知書を受け取った者	受託候補者として特定しなかった理由		所管部長	豊島区プロポーザル方式取扱要綱第 19 条第 4 項により、受託候補者として特定されず非特定者が所管部長から説明を受けた日の翌日から起算して 7 日以内